

東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成20年度 不適合管理委員会報告情報(平成20年9月16日(火)分)

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年9月16日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水脱塩装置復水脱塩塔入口流量(I、J)記録計において、記録計ペン(赤)のインク切れが認められたため、当該記録計ペンを交換。	D	
2	1号機	残留熱除去系冷却水調圧タンク(B)において、タンク水位の低下傾向(1時間に0.2%減少)が認められるため、当該系統を調査。	C	
3	3号機	循環水ポンプ(A～C)吐出弁減速機点検において、同減速機ポインターパッキンに損傷(ひび割れ、切れ)が認められたため、当該パッキンを交換。	D	
4	3号機	コントロール建屋中央制御室換気空調系排気ファン(B)電動機点検において、ファン軸嵌め合い部内径寸法及び嵌め合い値に判定値外れが認められたため、当該嵌め合い部を補修。	D	
5	3号機	燃料取扱用ジブクレーン点検において、吊り揚げ用フックの開きが設計図より大きい(設計図31mmに対し現状36mm)ことが認められたため、当該フックを交換。	D	
6	3号機	タービン凝縮水移送ポンプ(A)において、当該ポンプグランド部リーク水の量が通常より多い(床等への漏洩はなし)ことが認められたため、当該グランドパッキンを交換。	D	
7	3号機	プラント停止時に実施する主蒸気隔離弁の漏洩試験を実施したところ、1弁(F002C)に判定値外れ(判定値5%/日に対しオーバースケール)が認められたため、点検補修。	D	
8	3号機	燃料移動作業において、最初の制御棒引抜き操作時に制御棒価値ミニマイザーを使用しないまま制御棒の引抜きを実施したため、対応検討。	C	
9	3号機	復水ポンプ(A)電動機点検時、電動機冷却器出入口弁にシートパスが認められるため、当該弁を点検。	D	
10	3号機	燃料取出作業において、燃料取替機が自動運転モードが除外され停止する事象が確認され、炉心作業監視装置にて復帰を試みたが、燃料取替機の運転モードは除外のままであることが認められ、当該炉心作業監視装置に不具合が考えられるため、調査及び対応検討。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	4号機	主発電機水素ガス冷却系水素ガスポンペ(Bラック)出口弁(No.3)グランド部において、水素の微少漏えいが認められたため、当該弁グランド部を増締め。	D	
12	4号機	海水熱交換器電解鉄イオン供給装置停止作業時、タービン補機海水熱交換器電解鉄イオン注入流量計に指示値不良(スティック)が認められたため、当該イオン流量計配管を清掃及び流量計を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常メンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電 話 0240-25-1353